

【中央区(一部)・東区(一部)・北区(一部)】

ごみ収集につきましては、その地域毎の収集量を基に配車(収集台数の決定など)しておりますが、ごみの収集量が減少していることから収集曜日の見直しが避けられない状況であります。つきましては、下記のとおり収集曜日を変更させていただきます。変更に伴い、現在の収集している時間帯が変わる場合がございますのでご理解とご協力の程お願い申し上げます。

◆変更開始日 **平成29年10月30日(月)**より

◆対象車両 **飲料びん・飲料缶・ペットボトル**

(他のごみ種に関しては変更ありません)

◆対象事業所 伝票収集※の排出事業所

※契約書の締結による収集方法です。ごみの収集時にその都度計量、ごみの収集伝票を発行し、締め日ごとに請求書を発行します。

◇ 対象住所

収集エリア	飲料びん・飲料缶・ペットボトル
中央区 大通西2丁目・北1～3条西1丁目・北4条西1、2丁目 北5条西1～5丁目	火曜日に統一します。
東区 北4条・北5～9条東8丁目以东・北10～33条	金曜日に統一します。
東区 北34条～51条・栄町・丘珠・北丘珠・中沼・中沼西 苗穂町・本町・伏古・東苗穂・東雁来・雁来	火曜日に統一します。
北区 北6条西1～4丁目・北7条西1～5丁目、7～10丁目 北8～14条・北15～33条西1～9丁目	月曜日に統一します。
北区 北15条～33条西10丁目以西・北34～40条 麻生町・篠路条丁目・篠路町番地・百合が原 新川1条・新川2条1～6丁目・新川3条1～7丁目 新川4条1～3丁目・新川5条1～5丁目 新琴似条丁目・新琴似番地・屯田・太平・拓北 あいの里・南あいの里・西茨戸・東茨戸	木曜日に統一します。

(収集については、お電話をいただいてからの収集など排出事業所様により条件が異なります。)